

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証拠説明書(甲D24～29号証)

2009（平成21）年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 谷 萩 陽 一

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲D 24	平成9年度貯水池周辺地盤性状総合評価業務報告書	平成10年3月	国土技術センター	国交省が地すべり対策の必要性等を判断するために行った平成9年度の地質調査の結果を記載した報告書では、二社平地区における地すべり面について、原告の主張と同様に、安山岩の崖となっている滑落崖から連続する斜面を地すべり面と認定していること	写し
甲D 25	新聞記事（毎日新聞群馬版）「八ッ場ダムバイパス工事、崩落土砂を半年間放置」	平成20年5月31日	毎日新聞社	地すべり地区である二社平地区の西側隣接地において、平成19年12月、付け替え国道145号線の北側切り取り斜面に設置されたコンクリート法枠（のりわく）工が、2か所で崩壊、崩落したこと、この崩落について、国交省が「地質が悪いのはわかっていた。万全を期したつもりだったが、想定以上に地中の割れ目が多く、抑えがきかない状態だった」と説明していること	写し
甲D 26	長野原町川原畑地区における法面崩落に係る調査対策検討資料	平成20年7月	関東地方整備局	甲D25に報道された崩落事故を起こした岩盤が二社平地区と同様、八ッ場層に貫入した温井層であること、崩落部分の周辺でも、コンクリートの法枠工がはらんだり、亀裂を生じたりしており、これらの変状が国道をつくるために開削（切土）した斜面のほぼ全域に認められたこと	写し
甲D 27	滝沢ダムの地すべり問題の資料	平成20年12月15日	嶋津暉之	本証は、八ッ場ダム事業に対する埼玉県の公金支出の違法性を争う住民訴訟の原告が、水資源機構の資料と現地調査の結果に基づき作成した書面である。 国交省の天下り団体である（財）水資源機構が荒川上流に建設中の滝沢ダム（埼玉県秩父市）については、八ッ場ダムと同様、着工前から湛水域地すべりの危険性が指摘されてきたが、指	写し

				<p>摘が地すべり対策に反映されないまま、2005年9月にダム堤体が完成し、同年10月から試験湛水が開始された。その後、貯水池の周辺で地すべりが多発し、いまだに運用開始ができない状況に追い込まれていること、並びに地すべり対策に巨額の費用も投じられてきていること。</p>	
甲 D 28	<p>新聞記事 （上毛新聞）「八ッ場ダム関連工事落盤で作業員死亡」</p>	<p>平成19年12月19日</p>	<p>上毛新聞社</p>	<p>甲D25に報道された崩落事故の後である平成19年12月28日、国道145号線のトンネル内でトンネル掘削中に、岩盤（1.5立方メートル、計約3トン）が落下して作業員が死亡する落盤事故があったこと、この事故について国交省が「万全な安全対策を取っていたので、今回の事故は予期できなかった」と話していること</p>	<p>写し</p>
甲 D 29	<p>新聞記事 （毎日新聞群馬版）「本体工事わずか9%」</p>	<p>平成20年4月18日</p>	<p>毎日新聞社</p>	<p>八ッ場ダムの総事業費に占める本体工事費の割合が、本体のコンクリート工事である「堤体工」が124億円減額される等の計画変更により、わずか9%にまで低下していること、他のダムに比べて際だって低く、関係者からは付帯工事の異様な膨張と同時に安全性を問題視する声が出ていること。</p>	<p>写し</p>

以上